

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年3月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第2号

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年香川県条例第43号）の施行期日は、平成27年4月1日とする。